

奨学金の支給要領及び受給資格・要件について

(2026年度 全学サマープログラム (派遣型) 募集要項用)

2026.4

東京大学本部国際教育推進課

1. プログラム付属奨学金の申請方法

本文書をよく確認した上で、以下の奨学金受給希望調査フォームに必ず回答すること。締切までに奨学金受給希望調査フォームに回答がなかった場合、奨学金を希望しない者とみなす。

締切：2026年5月29日 正午（日本時間）

<https://forms.office.com/r/7AYzX3T7k5>

※UTokyo アカウント (*数字 10 桁*@utac.u-tokyo.ac.jp) でログインすること。

2. プログラム付属奨学金の支給要領

本プログラムの参加者には、以下の要領にて希望者のうち対象者に奨学金（返済不要）を支給する。

(1) 奨学金の種類

奨学金の種類は、①日本学生支援機構（JASSO）の2026年度海外留学派遣支援制度（協定派遣）（以下、「JASSO 協定派遣奨学金」とする）、②財団または個人等からの寄附による奨学金、③東京大学からの奨学金のいずれかとなる。

(2) 資格・要件、支援内容及び支給基準・方法

原則として、全ての奨学金について、以下の「2. JASSO 協定派遣奨学金受給の資格及び要件」、「JASSO 協定派遣奨学金」の支援内容及び支給基準・方法に沿って、奨学金を支給する。（奨学金月額額は別紙の「派遣先地域による奨学金月額」参照）ただし、「JASSO 協定派遣奨学金」以外では、渡航支援金は支給しない。

以下の「2. JASSO 協定派遣奨学金受給の資格及び要件」において、成績評価係数のみ基準を満たせなかった場合は、以下の「(6) 財団または個人等からの寄附による奨学金」を支給できる場合がある。

(3) 渡航支援金（家計）

特定の家計基準を満たすことを書類によって証明できる場合、月額奨学金に加えて、「渡航支援金（家計基準）」16万円を支給できる場合がある（「JASSO 協定派遣奨学金」の受給者のみ）。詳細は「奨学金受給希望調査」で受給を希望し、受給資格を満たす予定の学生に別途通知する。

(4) 日本の永住権を持たない者

日本の永住権を持たない者が、「3. JASSO 海外留学派遣支援制度（協定派遣）による奨学金受給の資格及び要件」の(1)以外の要件を全て満たす場合は、JASSO と同条件で別の奨学金を支給する（渡航支援金（家計）の支給を除く）。

(5) 財団または個人等からの寄附による奨学金

①JASSO 協定派遣奨学金の対象とならなかった希望者については、学内選考順位等に基づき選考し
②財団または個人等からの寄附による奨学金、③東京大学からの奨学金を支給する場合がある。

(6) 他の奨学金との併給

他団体等から、本プログラム参加のために、プログラム付属奨学金で支給する月額以上の奨学金を受けている場合や、本プログラム参加のために「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム【大学生等対象】～」の奨学金を受給している場合等は、プログラム付属奨学金を支給しない。（併給規定については、3.(7)参照）

(7) 国費留学生

国費外国人留学生については、本奨学金は授業料・旅費の一部として用途を特定して支給するため、本奨学金を受給可能な場合があるが、国費外国人留学生制度の定めにより支給できない場合もある。詳細は所属部局（学部・研究科）の担当部署に確認すること。

(8) 奨学金の返納

留学を中断・休止した場合、既に支給した奨学金の全額又は一部を返納する必要がある。留学を中断・休止しなければならない場合は、早急に本部国際教育推進課へ連絡すること。また、奨学金受給者が、募集要項に記載の申請資格に反する事実が判明した場合、又は受給者として適当でない事実があったときも、受給済奨学金の全額又は一部を返納することが求められる。

3. JASSO 協定派遣による奨学金受給の資格及び要件

本学の正規の課程に学位取得もしくは卒業を目的に在籍し、本学が実施する奨学金支給割当を受けた派遣プログラムに参加を認める者で、次の(1)~(10)に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者
- (2) 学生交流等に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
- (3) 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者
- (4) 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者
- (5) 派遣プログラム終了後、本学に戻り学業を継続し、本学の学位を取得する者又は卒業する者
- (6) 本学における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、本学における留学プログラムの学内選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上（3.00 満点）である者。なお、前年度の成績がない場合は、原則、選考時の前学期分の成績から算出するものとする。また、前年度の成績を含めた入学時からの累計の成績評価係数が 2.30 以上あれば、同等とみなす。

- ・学部1年次1学期目の者は、高等学校3年次の成績から算出する。
- ・修士1年次1学期目の者は、本学または他大学の学部最終年次の成績から算出する。
- ・博士1年次1学期目の者は、本学または他大学の修士最終年次の成績から算出する。
- ・前年度休学者は前々年度の成績から、前年度後期休学者は前年度前期の成績から算出する。

----- [成績評価係数の算出方法例] (UTAS 上で自動計算*される) -----

*UTASでの申請書提出後、本部国際教育推進課が学内選考時に使用する最新の成績にもとづく。そのため、学生の申請時点の成績から変更する可能性があることに留意すること。

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出（小数点第3位を四捨五入）

成績評価					
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100~80点	79~70点	69~60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
5段階評価(パターン7)	5	4	3	2	1
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

注意) 履修した授業について単位制を採らない場合や、高等学校3年次の成績で計算する場合は、上記計算式の「単位数」をすべて「科目数」に置き換え、計算すること。

- (7) 本プログラム参加にあたり、他団体等（本学及び派遣先大学等を含む）から派遣プログラム参加のための奨学金等（渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、他団体等からの奨学金等の支給月額（複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者

- ※1：JASSOが実施する国内の奨学金「第一種・第二種奨学金」（貸与型）との併給は可能である。なお、留学期間中の貸与を休止する場合は、国内の奨学金の担当部署（注1）において期日（注2）までに休止手続き（「異動願（休止）」の提出）を行うこと。継続希望の場合、「留学奨学金継続願」の提出は必要ない。
- ※2：JASSOが実施する国内の奨学金「国の修学支援新制度による給付奨学金」との併給は認められないため、必ず「給付奨学金」停止の手続きを行うこと。「多子世帯の授業料無償化」のみ支援を受けている者も「給付奨学金」停止の手続きが必要となるため注意が必要である。「給付奨学金」を停止中でも、修学支援新制度に基づく授業料免除は引き続き受けることができる。なお、留学期間中の給付を停止する場合は、国内の奨学金の担当部署（注1）を通じて、期日（注2）までに停止手続き（「異動願（停止）」の提出）を行うこと。
- ※3：「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム【大学生等対象】～」との併給は認められない。
- ※4：「他団体等から派遣プログラム参加のための奨学金等」（以下、「他の奨学金」という。）とは派遣学生に直接支給されるものを指す。クラウドファンディング等、プログラム参加のために募った資金は他の奨学金に該当する。宿泊費や授業料等として在籍大学等から宿泊先や派遣先大学等に支払われる場合は、他の奨学金には該当しない。
- ※5：他の奨学金が月額支給でない場合は、月額に換算した額により確認すること。
- ※6：他の奨学金に航空券代等の渡航に係る費用が含まれている場合は、その額を切り離したうえで、月額換算し、本制度による奨学金月額を超えないかを確認すること。
- ※7：プログラムの目的・目標達成および学生の学修（研究）に支障がないと大学等が判断した場合は、報酬を伴う研修やインターンシップ、アルバイト等についての収入は、金額に関わらず本制度の奨学金と併給可能である。
- ※8：他の奨学金を受ける際、支給団体側が併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。
- ※9：在籍大学等や他の団体から、留学する・しないに関係なく支給されている奨学金・研究奨励費等は、一部を除き、原則として他の奨学金には該当しないため、併給は可能であるが、奨学金支給団体側が併給を認めない場合があるので、当該団体ならびに国内の奨学金の担当部署（注1）に確認すること。

（注1）○教養学部生（前期・後期）の場合：教養学部等学生支援課奨学資金チーム

s-shikin.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

○それ以外の学生の場合：本部奨学厚生課奨学チーム

syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

（注2）休止・停止を希望する場合は、休止・停止開始月の前月20日まで（ただし、教養学部生は奨学資金チームの指示に従うこと）

- (8) 奨学金支給団体（JASSO等）及び本学が指定する報告書類に十分な内容を記載し、指定の期日までに提出できる者。また、派遣終了後のフォローアップ・進路状況調査等の依頼に協力できる者
- (9) 奨学金支給団体から依頼があった場合に、学内選考時に提出した情報（氏名・連絡先・所属等）を本学から提供することを了承できる者
- (10) 外務省の「海外安全ホームページ」上の海外安全情報（危険情報）「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ※派遣学生として登録する時点で、派遣先大学等の所在地が海外安全情報（危険情報）「レベル2」以上に該当する地域になった場合は、本制度の派遣学生として登録することは認められない。また、留学期間中に海外安全情報（危険情報）「レベル2」以上に該当する地域になった場合は、奨学金の支給を原則見合わせる。

新・派遣先地域による奨学金月額

地域	国名・地域名	都市名	区分	単価(円)
アジア	台湾		C	90,000
	バングラデシュ		C	90,000
	ブータン		C	90,000
	ブルネイ		C	90,000
	カンボジア		C	90,000
	中国	北京、上海、広州	C	90,000
	中国	その他の都市	D	80,000
	マカオ		D	80,000
	香港		B	110,000
	インド	ニューデリー、ベンガルール、ムンバイ	C	90,000
	インド	その他の都市	D	80,000
	インドネシア	ジャカルタ、デンパサール	C	90,000
	インドネシア	その他の都市	D	80,000
	大韓民国	ソウル	B	110,000
	大韓民国	その他の都市	C	90,000
	ラオス		C	90,000
	マレーシア		D	80,000
	モンゴル		C	90,000
	ミャンマー		C	90,000
	ネパール		D	80,000
	パキスタン		B	110,000
	フィリピン		C	90,000
	スリランカ		C	90,000
	タイ	チェンマイ	D	80,000
	タイ	その他の都市	C	90,000
	ベトナム		D	80,000
	東ティモール		C	90,000
	モルディブ		A	120,000
	シンガポール		B	110,000
	その他の国		C	90,000

別表2

地域	国名・地域名	都市名	区分	単価(円)
中南米	アルゼンチン		C	90,000
	ボリビア		D	80,000
	ブラジル	ブラジリア、サンパウロ、リオデジャネイロ	C	90,000
	ブラジル	その他の都市	D	80,000
	チリ	サンティアゴ	B	110,000
	チリ	その他の都市	C	90,000
	コロンビア		C	90,000
	コスタリカ		B	110,000
	キューバ		D	80,000
	ドミニカ共和国		B	110,000
	エクアドル	その他の都市	C	90,000
	エクアドル	キト	B	110,000
	エルサルバドル		B	110,000
	グアテマラ		C	90,000
	ホンジュラス		B	110,000
	ジャマイカ		A	120,000
	メキシコ	メキシコ	C	90,000
	ニカラグア		D	80,000
	パナマ		C	90,000
	パラグアイ		C	90,000
	ペルー		C	90,000
	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	A	120,000
	トリニダード・トバゴ	その他の都市	B	110,000
	ウルグアイ		C	90,000
	ベネズエラ		B	110,000
	ハイチ		B	110,000
	バルバドス		A	120,000
	その他の国		D	80,000

別表2

地域	国名・地域名	都市名	区分	単価(円)
中東	バーレーン		C	90,000
	イラン		C	90,000
	イラク		C	90,000
	イスラエル		B	110,000
	ヨルダン		C	90,000
	レバノン		C	90,000
	オマーン		D	80,000
	カタール		C	90,000
	サウジアラビア	リヤド	A	120,000
	サウジアラビア	ジッダ	C	90,000
	サウジアラビア	その他の都市	B	110,000
	シリア		C	90,000
	トルコ	アンカラ	D	80,000
	トルコ	その他の都市	C	90,000
	アラブ首長国連邦	アブダビ	B	110,000
	アラブ首長国連邦	その他の都市	C	90,000
	イエメン		C	90,000
	アフガニスタン		C	90,000
	クウェート		C	90,000
	その他の国		C	90,000

別表2

地域	国名・地域名	都市名	区分	単価(円)
アフリカ	アルジェリア		B	110,000
	カメルーン		B	110,000
	コンゴ民主共和国		C	90,000
	コートジボワール		B	110,000
	エジプト		B	110,000
	エチオピア		C	90,000
	ガボン		B	110,000
	ガーナ		B	110,000
	ギニア		C	90,000
	ケニア		B	110,000
	リビア		C	90,000
	マダガスカル		C	90,000
	モーリタニア		C	90,000
	モロッコ		C	90,000
	ナイジェリア		B	110,000
	セネガル	ダカール	A	120,000
	セネガル	その他の都市	B	110,000
	南アフリカ共和国		C	90,000
	スーダン共和国		C	90,000
	タンザニア		C	90,000
	チュニジア		B	110,000
	ザンビア		B	110,000
	ジンバブエ		C	90,000
	ウガンダ	カンバラ	C	90,000
	ウガンダ	その他の都市	B	110,000
	ボツワナ		C	90,000
	南スーダン共和国		C	90,000
	モザンビーク		C	90,000
	ベナン共和国		B	110,000
	ナミビア	ウィントフック	D	80,000
	ナミビア	その他の都市	C	90,000
	マラウイ		B	110,000
	ジブチ		C	90,000
	ルワンダ		B	110,000
	レソト		C	90,000
	アンゴラ		A	120,000
	セーシェル		C	90,000
	ブルキナファソ		C	90,000
	マリ		A	120,000
	モーリシャス		B	110,000
	その他の国		C	90,000

別表2

地域	国名・地域名	都市名	区分	単価(円)
北米	カナダ	トロント、バンクーバー	A	120,000
	カナダ	その他の都市	B	110,000
	アメリカ合衆国	ワシントン、サンフランシスコ、シアトル、シカゴ、デトロイト、デンバー、ニューヨーク、ボストン、ホノルル、ロサンゼルス	A	120,000
	アメリカ合衆国	ハガッニャ	C	90,000
	アメリカ合衆国	その他の都市	B	110,000
	その他の国		B	110,000
オセアニア	オーストラリア		B	110,000
	ニュージーランド	ウェリントン、オークランド	B	110,000
	ニュージーランド	その他の都市	C	90,000
	パプアニューギニア		B	110,000
	パラオ		C	90,000
	マーシャル諸島		C	90,000
	ミクロネシア		C	90,000
	フィジー諸島	スバ	B	110,000
	フィジー諸島	その他の都市	A	120,000
	キリバス		C	90,000
	ソロモン諸島		C	90,000
	トンガ		C	90,000
	バヌアツ		C	90,000
	サモア		C	90,000
	その他の国		C	90,000

別表2

地域	国名・地域名	都市名	区分	単価(円)
ヨーロッパ	アルバニア		C	90,000
	オーストリア		C	90,000
	エストニア		C	90,000
	ラトビア		C	90,000
	リトアニア		C	90,000
	ベルギー		B	110,000
	ブルガリア		C	90,000
	ベラルーシ		B	110,000
	カザフスタン		C	90,000
	ウクライナ		C	90,000
	ウズベキスタン		C	90,000
	クロアチア		C	90,000
	チェコ		C	90,000
	デンマーク		B	110,000
	フィンランド		B	110,000
	フランス	パリ	B	110,000
	フランス	その他の都市	C	90,000
	ドイツ		C	90,000
	ギリシャ	アテネ	B	110,000
	ギリシャ	その他の都市	C	90,000
	ハンガリー		C	90,000
	アイスランド		A	120,000
	アイルランド	ダブリン	B	110,000
	イタリア	ローマ、ミラノ	B	110,000
	イタリア	その他の都市	C	90,000
	ルクセンブルク		B	110,000
	マルタ		C	90,000
	北マケドニア		C	90,000
	オランダ		C	90,000
	ノルウェー		B	110,000
	ポーランド	ワルシャワ	C	90,000
	ポーランド	その他の都市	D	80,000
	ポルトガル	リスボン	B	110,000
	ポルトガル	その他の都市	C	90,000
ルーマニア		C	90,000	
ロシア		C	90,000	
スロバキア		C	90,000	
スロベニア		C	90,000	
スペイン	マドリード、バルセロナ	B	110,000	
スペイン	その他の都市	C	90,000	
スウェーデン	ストックホルム	B	110,000	
スウェーデン	その他の都市	C	90,000	

別表2

地域	国名・地域名	都市名	区分	単価(円)
	スイス		B	110,000
	英国	ロンドン	A	120,000
	英国	その他の都市	B	110,000
	セルビア		C	90,000
	ボスニア・ヘルツェゴビナ		C	90,000
	キルギス		D	80,000
	タジキスタン		B	110,000
	アゼルバイジャン		C	90,000
	ジョージア		C	90,000
	アルメニア		B	110,000
	トルクメニスタン		C	90,000
	モルドバ		C	90,000
	キプロス		B	110,000
	バチカン		C	90,000
	その他の国		C	90,000
その他			C	90,000

※¹ 区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)の改正、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」(令和6年政令第306号)の新設及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)の改正により設定しています。

※² 「新・派遣先地域による奨学金月額」が適用となるのは、2026年度採択プログラムです。(プログラム番号が「HTA26…」及び「HTB26…」から始まるプログラムが対象です。)